

広島県特定非営利活動促進法施行条例

平成十年広島県条例第二十号

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）に基づき知事が行う特定非営利活動法人の設立の認証の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請等)

第二条 法第十条第一項（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第四項又は法第四十四条第二項（法第五十一条第五項、法第五十八条第二項（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の申請書は、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号ハ（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、次に掲げるものとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合は、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合は、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書。なお、当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

3 前項各号に掲げる書面は、申請日前六月以内に作成されたものでなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第三十条の七第五項第一号の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

5 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、誤記、誤載等であることが明らかであり、補正によって内容の同一性に影響を与えないと知事が認めたものとする。

(社員総会の議事録)

第三条 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合の議事録は、次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（同条第一項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(事業報告書等の提出等)

第四条 法第二十五条第六項の規定による届出又は法第五十二条第二項若しくは法第五十五条第二項（法第六十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による提出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 法第二十九条の事業報告書等は、毎事業年度初めの三月以内に規則で定める書面を添付して知事に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものが法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十五条第六項又は法第二十九条の規定により知事に届出又は提出する場合に準用する。

4 法第五十五条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類は、毎事業年度初めの三月以内に規則で定める書面を添付して知事に提出しなければならない。

5 前項の規定により提出する書類のうち法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類の提出に代えることができる。

（事業報告書等の作成等）

第五条 法第二十八条第一項の事業報告書等又は法第五十四条第二項から第四項まで（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により作成される書類は、規則で定めるところにより作成しなければならない。

2 法第二十八条第一項若しくは第二項又は法第五十四条第一項から第四項まで（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置きについては、規則で定めるところにより行わなければならない。

（事業報告書等の公開）

第六条 法第三十条又は法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による閲覧は広島県庁において行うものとし、当該規定により閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、事業報告書等を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 知事は、閲覧者が、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある場合には、閲覧を中止することができる。

3 法第三十条又は法第五十六条の規定による謄写については、規則で定めるところによる。

（認定等に関する公示事項）

第七条 法第四十九条第二項第五号（法第五十一条第五項、法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示事項については、規則で定めるものとする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第八条 法第七十四条に規定する手続等について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第九条 法第七十五条に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面の作成及び備置きに代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成及び備置き並びに書面の閲覧に代えて行う当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧については、規則で定めるところによる。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、法第二章及び第三章並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の広島県特定非営利活動促進法施行条例第二条第二項第二号の文書であってこの条例の施行の日の前日までに発給されたものは、当該文書によって証明しようとする者の住所又は居所が当該文書の発給された日から当該文書を添付して申請又は届出を行う日までの間に変更された場合を除き、改正後の広島県特定非営利活動促進法施行条例第二条第二項第一号に規定する書面とみなす。